

保険における意向把握・意向確認における規約

Sコンサルティング合同会社は、お客様のニーズの把握に始まり保険契約の締結に至る募集プロセスの各段階におけるきめ細やかな対応の実現のため、積極的な顧客対応を求めるにあたり以下の通り規約を設置する。

第1条（引受保険会社）

当社は、顧客ニーズに対応するために以下の保険会社を取り扱う。

- ・ミカタ少額短期保険株式会社

第2条（意向推定型募集）

当社は意向推定型を採用し保険業務を遂行する

第3条（意向推定型募集の手順）

当社は以下の手順により保険募集を行う。

- （1）お客様から属性（例えば、性別や年齢等の顧客属性や生活環境等）を伺い、お客様の意向を推定したうえで、保険金額や保険料を含めた個別プランの作成・提案を行う。その際、都度、設計書等の書類の目立つ場所に、推定した意向と個別プランの関係性をわかりやすく記載のうえ説明する。
- （2）その後、説明に対するお客様からの更なる意向を伺い、お客様と契約合意に至るまで、意向に沿った提案を行う。
- （3）契約合意後、事前に把握したお客様の主な意向と契約合意時の意向を比較し、相違点を確認する。両者が相違している場合には、その対応箇所や相違点及びその相違が生じた経緯について、わかりやすく説明する。
- （4）契約締結前の段階において、お客様の最終的な意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認し、意向確認書へ署名・押印をいただく。
- （5）意向推奨を行った経緯書類は紙媒体及びデータとして顧客ファイルに保管する。

第4条（意向確認のチェック）

当社の業務管理責任者は、募集人等が意向把握・確認を適切に行ったかを確認する。

問題ない場合は申込書類一式を保険会社へ提出し、問題がある場合は当該募集人へ問題となる箇所を指導のうえ、お客様へきちんと説明を行い、不適切事項の解消を図る。なお、不祥事故と疑われるケースがある場合は、保険会社へ報告する。

附則

本規約は、令和3年11月1日より施行する。